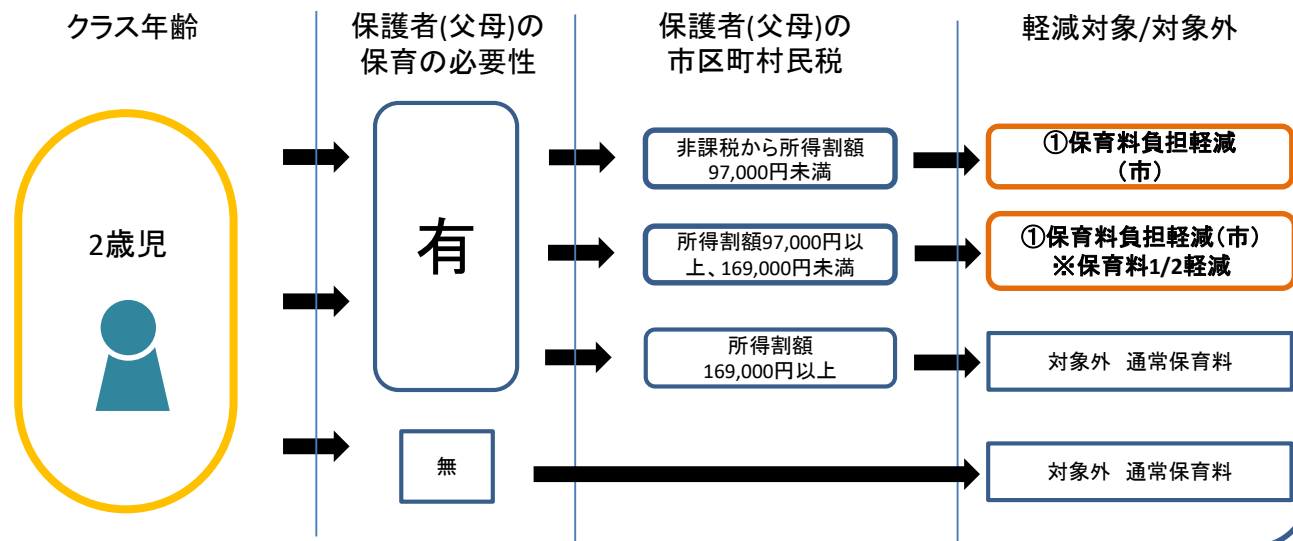


2歳児受入れ事業の保育料軽減について

令和3年9月より、ご家庭に保育の必要性があり、市区町村民税所得割額が16万9千円未満の場合、保育料が軽減されます。

2歳児受入れ事業は、幼稚園、認定こども園が子育て支援事業で実施する保育サービスです。3歳の誕生日を迎えて、1号認定（2号認定）の教育・保育認定利用を開始するまでの、園が定めた2歳児受け入れ事業の時間が対象（延長時間の定めがある場合の延長分は対象外）となります。

※ただし、既に一時預かり等を国の無償化の認定を受け、無償で利用している場合は、2歳児受け入れ事業の保育料は軽減を受けることはできません。



●市区町村民税の確認について

令和7年4月～8月は令和6年度の市区町村民税、9月からは令和7年度の市区町村民税で、軽減対象を判断します。

右図は例年6月に市より送付される市民税等に関する通知になります（※1月1日に鶴岡市以外にお住まいの場合は、住所があった自治体から送付）。

通知の市民税「所得割額⑥」の父母の合計額で確認します。課税証明書等でも確認できます。ただし、「税額控除額⑤」が加算される場合があります。下記注意を参照ください。

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		納税義務者用	
所得割額⑥	税額控除額⑤	所得割額⑥	税額控除額⑤
均等割額⑦	税額控除額⑤	均等割額⑦	税額控除額⑤
税額控除前所得割額②	税額控除額⑤	税額控除前所得割額②	税額控除額⑤
所得割額⑥	税額控除額⑤	所得割額⑥	税額控除額⑤
均等割額⑦	税額控除額⑤	均等割額⑦	税額控除額⑤
税額控除前所得割額②	税額控除額⑤	税額控除前所得割額②	税額控除額⑤

※注意 年少扶養控除や特定扶養控除の上乗せ分、住宅借入金当特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、電子申請控除等の税額控除などは条件対象外となりますので、控除前の税額で判定します。所得割額⑥はこれらの控除後の額となるため、ご注意ください。

●保育の必要性について ※保育の必要性の確認資料などの詳細は、各認定申請書をご覧ください。

保護者（父母）それぞれ「就労」「就学」「求職」「疾病・障害」「出産」「介護」のいずれかの事由に該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

保護者の状況に応じて認定の有効期間が定められており、有効期限がきれてしまうと、軽減の対象外となりますので、更新を希望する場合は、必ず期限内に手続きが必要です。

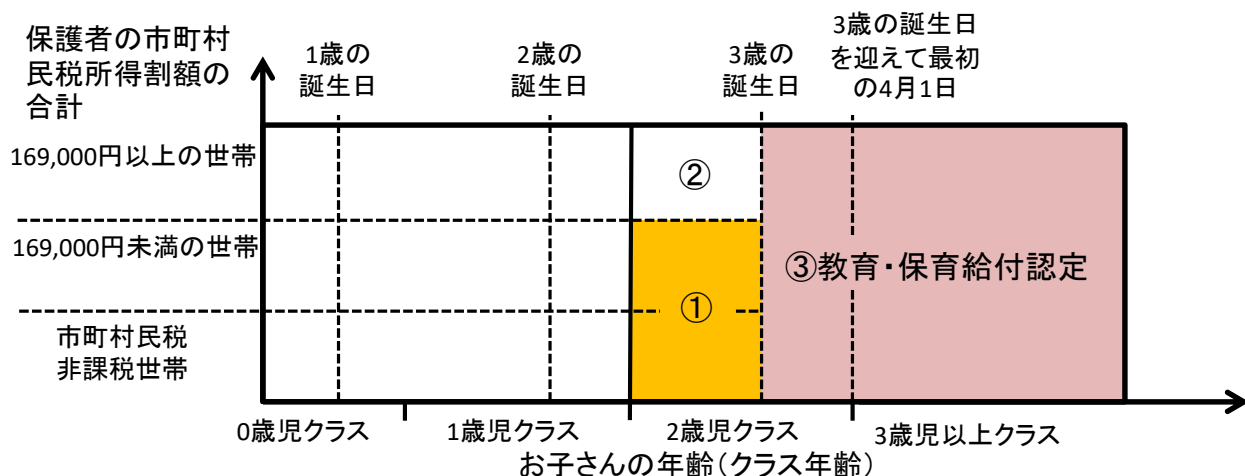
また、有効期限内で、保護者の状況等に変更があった場合（離職、離婚等）、手続きが必要となります。変更があった場合は速やかに、「認定変更申請書」に該当する資料を添付して、利用施設に提出します。なお、保護者の状況が変更となると、認定の有効期限も変更となる場合があります。

軽減事業の手続きや国の幼児教育・保育の無償化との違いなど、詳しくは、裏面をご覧ください。

【お問合せ】 鶴岡市健康福祉部子育て推進課 8:30～17:15 ※月～金曜日（祝日除く）

☎（直通）0235-35-1291

①保育料負担軽減と③幼児教育・保育の無償化の手続き（認定）は異なりますので、ご注意ください。



①届出保育施設等利用認定による保育料軽減(鶴岡市事業)

- 「届出保育施設等利用認定」の申請を行い、認定を受けると、保育料は月額42,000円を上限に軽減となります。 ※市区町村民税所得割額が97,000円以上169,000円未満の場合は保育料の1/2軽減

「届出保育施設等利用認定」の申請について

申請書を利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出(申請)物

- 1 届出保育施設等利用認定申請書

※保護者が令和6年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

- 2 保育の必要性を確認するための添付書類(届出保育施設等利用認定申請書参照)

①認定申請

「届出保育施設等利用認定」を申請(原則、施設経由)。

③保育料軽減

施設の請求に基づき、軽減後の保育料を納付。
※市の認定や施設の徴収事務の関係で、一旦、保育料を施設に納付いただき、後日精算する場合があります。
保育料軽減後、在園や軽減を確認する書類の受け渡しを行う。

給食費等

※ 保育料以外の給食費等の実費負担分は軽減なりません。

軽減確認書

※ 軽減を受けたことを確認する書類。

②軽減の決定

認定または不認定通知を保護者と施設に通知。認定の場合、施設は、認定保護者へ軽減後の保育料を請求。

②保育料の軽減に該当せず、通常保育料を施設に支払います。

③幼児教育・保育の無償化 3歳児から(国事業)

3歳の誕生日を迎え、幼稚園や認定こども園を利用する場合、1号認定の認定を受けることとなります。1号認定になると国の無料化を受け、園を利用することとなります。

認定手続きや保育料の軽減についての詳細は、鶴岡市の「入園のてびき」をご覧ください。